

令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業補助金（医療機関）交付要綱

令和4年4月1日
福祉保健部薬務対策課

（趣旨）

第1条 県は、新型コロナウイルスワクチンの接種を早期に完了させるため、予算で定めるところにより、新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業実施要領（令和4年4月1日福祉保健部薬務対策課定め。以下「実施要領」という。）に基づき県又は市町村が設置する集団接種会場へ医療従事者を派遣した医療機関に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象経費及び補助額）

第2条 前条の補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第3条 補助金の交付申請は、規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付の上、県が定める日までに県に提出するものとする。

- （1） 収支精算書（別記様式第1号）
- （2） 新型コロナウイルスワクチン集団接種派遣実績報告書（別記様式第2号）
- （3） その他知事が必要と認める書類

2 補助金交付申請書は、規則第14条第1項の補助事業等実績報告書を兼ねるものとする。

3 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税等相当額報告書（別記様式第3号）により速やかに知事に報告しなければならない。

（補助条件）

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- （1） 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- （2） 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- （3） 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の

財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行に関する法律施行令（昭和30年政令第 255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第5条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定及び確定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第6条 この補助金は、精算払により交付する。

(財産の処分)

第7条 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第 14 条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

(書類の提出部数等)

第8条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(その他)

第9条 本要綱の規定は、県立の医療機関について準用する。この場合において、「補助金」とあるのは、「負担金」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の予算に係る新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業補助金（医療機関）に適用する。

別表（第2条関係）

補助対象経費	補助額
<p>賃金（給料・手当を含む）、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p> <p>※ 派遣に伴い派遣元医療機関が負担したものに限る。</p>	<p>時間外・休日に集団接種会場に医師又は医師以外の医療従事者（看護師、准看護師、歯科医師、救急救命士、臨床検査技師）を派遣した実績（実働時間）に以下の単価を乗じた額と派遣元医療機関が負担した額を比較して少ない方の額に10分の10を乗じて得た額以内とする。</p> <p>【単価（基準額）】</p> <p>医師：1人1時間当たり7,550円</p> <p>医師以外の医療従事者：1人1時間当たり2,760円</p>